

定期監査の結果に関する報告について（平成29年度第3回）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、勝山信監査委員、井戸川員三監査委員、戸田由紀子前監査委員が実施しました。

平成30年6月27日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	井戸川	員	三
同	高橋	絹	子

平成 29 年 度

監 査 報 告 書

(第 3 回)

定 期 監 査

上 下 水 道 部

四街道市監査委員

1 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年12月31日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の対象

上下水道部

3 監査の実施期間

平成30年1月19日から平成30年2月1日

4 監査の方法

監査にあたっては、主に予算の執行状況及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。今後とも資金運用等事業の安定運営を図られたい。

個別的検討事項

1 契約の事務について

一般競争入札を行わない額の契約において、予定価格と契約金額が同額のものが見られる。これは、見積りを参考に予定価格を設定した場合に多く見られるが、より透明性を確保する観点から、適正な予定価格を設定して契約事務を実施されたい。